

# 津山工業高等専門学校研究生規程

〔昭和63年2月1日〕  
規程第1号

改正 平成元年6月28日規程第10号 平成16年4月1日規程第22号  
平成22年11月30日規程第20号

(趣旨)

**第1条** 津山工業高等専門学校(以下「本校」という。)学則第52条第2項の規定に基づき、この規程を定める。

(入学資格)

**第2条** 研究生として入学することができる者は、次の各号の一に該当し、本校において特定の課題について研究を希望する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 校長が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学時期)

**第3条** 研究生の入学時期は、学年又は学期の始めとする。

(出願手続)

**第4条** 研究生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添え、所定の期間内に校長に願出しなければならない。

- (1) 研究生入学願書(別紙様式)
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書
- (4) 現に職を有する者は、勤務先所属長の承諾書

(入学者の選考)

**第5条** 校長は、前条の入学志願者について研究生入学願書に記載された希望指導教員の意見を予め聴した上、本校の入学試験委員会に諮り、面接等必要な選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

**第6条** 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納付し、所定の書類を提出しなければならない。

2 校長は、前項の手続を完了した者について入学を許可する。

( 研究期間 )

**第 7 条** 研究生の研究期間は、6 か月又は 1 年とし、当該年度内とする。ただし、引き続き研究を希望するときは、更に 1 年以内に限り研究期間の延長を許可することができる。

2 前項ただし書により、研究期間を延長しようとするときは、所定の延長願いを期間満了前までに校長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 前項 2 項の規定により研究期間を延長するときは、検定料及び入学料は徴収しない。

( 指導教員 )

**第 8 条** 校長は、研究生に対して研究に必要な指導助言を与えるため、指導教員を定めるものとする。

( 研究生の義務 )

**第 9 条** 研究生は、指導教員の指導助言を受け、研究に専念しなければならない。

( 授業 )

**第 1 0 条** 研究生は、指導教員が当該研究に必要と認めたときは、授業に支障のない限り校長の許可を得て、関係の授業に出席することができる。

( 研究報告 )

**第 1 1 条** 研究生は、その研究が終了したときは、研究報告書を指導教員を経て校長に提出しなければならない。

( 証明書の交付 )

**第 1 2 条** 校長は、研究生の申請により研究実績証明書を交付することができる。

( 検定料、入学料及び授業料 )

**第 1 3 条** 研究生の検定料、入学料及び授業料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号）に定める額とする。

**第 1 4 条** 既納の検定料、入学料及び授業料は返付しない。

( 費用の負担 )

**第 1 5 条** 研究生の実験、実習等に要する特別な費用は、研究生の負担とする。

( 雑則 )

**第 1 6 条** この規程に定めるもののほか、研究生について必要な事項は、津山工業高等専門学校学則及び学内諸規則を準用する。

**附 則**

この規則は、昭和63年 2 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成元年 6 月 28 日 規程第 10 号）

この規則は，平成元年 6 月 28 日から施行し，平成元年 1 月 8 日から適用する。

**附 則**（平成 16 年 4 月 1 日 規程第 22 号）

この規則は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 22 年 11 月 30 日 規程第 20 号）

この規程は，平成 22 年 11 月 30 日から施行する。

別紙様式（第4条関係）

研 究 生 入 学 願 書

年 月 日		
津山工業高等専門学校校長 殿		
このたび、貴校に研究生として入学したいので、許可くださるようお願い します。		
ふりがな 氏 名  生年月日		写真貼付 半身脱帽 申請の日以前 6ヶ月以内に 撮影したもの
現住所	〒  電話	
研究課題 及び 内容		
学科・科目  希望指導教員	( )	
研究機関	年 月 日 ~ 年 月 日	